

農地中間管理事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

改正	現行
<p style="text-align: center;">農地中間管理事業の推進に関する基本方針</p> <p>1 農地中間管理事業の位置付け及び「地域計画」との連動</p> <p>本県では平成22年度に策定した「ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、担い手への農地集積に取り組み、これまで一定の成果を上げており、令和3年度からは新たに「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」により、更なる担い手への農地集積を進めていくこととしています。また、平成26年度から全国的な制度として農地中間管理事業が開始されており、農地の集積・集約化に向けた取組が強化されています。</p> <p>県では農地中間管理事業を「地域計画」実現のための重要な手段と位置付け、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集積・集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸とし、県、市町、農業関係団体が一体となって農地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手への地域内農地の集積・集約化を図ることとします。</p> <p>2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標</p> <p>個人については認定農業者を中心に農業所得 600 万円以上を目指した規模拡大やコスト低減、所得確保に向けた新たな取組等の推進により主業農家 4,500 戸を確保します。</p> <p>法人については、集落営農組織や家族経営体の法人化への推進、企業の参入などにより 1,000 法人を確保します。集落営農組織については、農村・農地を守る担い手として位置づけ、65 組織にまで増やすこととします。</p> <p>また、再生可能な荒廃農地 3,800ha を農地に再生し、担い手への農地集積を加速化させることにより将来的に 30,000ha の経営耕地を確保します。</p>	<p style="text-align: center;">農地中間管理事業の推進に関する基本方針</p> <p>1 農地中間管理事業の位置付け及び「人・農地プラン」との連動</p> <p>本県では平成22年度に策定した「ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、担い手への農地集積に取り組み、これまで一定の成果を上げており、令和3年度からは新たに「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」により、更なる担い手への農地集積を進めていくこととしています。また、平成26年度から全国的な制度として農地中間管理事業が開始されており、農地集積に向けた取組が強化されています。</p> <p>県では農地中間管理事業を「人・農地プラン」実現のための重要な手段と位置付け、農地の貸し付けに際しては、①農地の受け手が地域農業に貢献し、地域の将来を任せられるか②規模拡大により経営の効率化が十分に図られるか③地域の「人・農地プラン」に位置付けてあるかなど、総合的に勘案しながら制度を活用し、今後は「人・農地プラン」を農地集積の中心に据え、地域を支えていく担い手への農地集積に取り組みます。</p> <p>2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標</p> <p>個人については認定農業者を中心に農業所得 600 万円以上を目指した規模拡大やコスト低減、所得確保に向けた新たな取組等の推進により主業農家 4,500 戸を確保します。</p> <p>法人については、集落営農組織や家族経営体の法人化への推進、企業の参入などにより 1,000 法人を確保します。集落営農組織については、農村・農地を守る担い手として位置づけ、65 組織にまで増やすこととします。</p> <p>また、再生可能な荒廃農地 3,800ha を農地に再生させ、担い手への農地集積を加速化させることにより将来的に 30,000ha の経営耕地を確保します。</p>

3 略

4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 県は農地中間管理事業の実施にあたって、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を担い手への農地の集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、市町、農業関係団体と十分連携・協力しながら取り組みます。

(2) 農地中間管理事業は各市町における地域計画の策定・見直しと連動させることにより、効率的かつ効果的に推進します。

(3) 機構は各振興局に農地相談員を配置して、地域計画策定時における、地域外や市町外の担い手農家、新規就農希望者等と農地の出し手とのマッチング支援を行うこととします。

5 農地中間管理事業の実施方法

(1) 機構は、原則として、全ての市町に業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求めるとします。

(2) 機構が市町以外の市町農業公社、地域担い手育成総合支援協議会等に業務を委託しようとするときは、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとします。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

県及び機構、市町、農業関係団体は農地中間管理事業の効果を十分に発揮させるため、農地の出し手又は受け手となる可能性のある者に対し、農地中間管理事業に係

3 略

4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 県は農地中間管理事業の実施にあたって、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を担い手への農地集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、市町、農業関係団体と十分連携・協力しながら取り組んでいくこととします。

(2) 農地中間管理事業は各市町における人・農地プランの作成・見直しと極力連動させることにより、効率的かつ効果的に推進します。

(追加)

5 農地中間管理事業の実施方法

(1) 機構は、原則として、農地の出し手又は受け手との交渉等の業務を市町に業務委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めるとします。

(2) 機構が市町以外の市町農業公社、地域担い手育成総合支援協議会等に業務を委託しようとするときは、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとします。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

県及び機構、市町、農業関係団体は農地中間管理事業の効果を十分に発揮させるため、農地の出し手又は受け手となる可能性のある者に対し、農地中間管理事業に係る情報の周知を図ります。

農地中間管理事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

る情報の周知を図ります。

また、**地域計画の策定**・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、積極的に周知します。

7 略

また、人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、積極的に周知します。

7 略